

別記 5

令和 5 年度教育職員免許法認定講習 中学校教諭 2 種免許状（家庭）取得課程開設要項

1 目的

道内の公立学校に勤務する教員に研修の機会を与え、資質の保持向上と免許教科外教科担任の解消を図るために、教育職員免許法による「免許法認定講習」を開設し、免許状の取得に必要な単位を修得させることを目的とする。

2 開設内容

(1) 開設課程

中学校家庭教員課程（3 か年計画第 2 年次）

(2) 指導大学

北海道教育大学

(3) 講習日程及び会場

別表 5 のとおり（対面方式及び一部 Zoom を用いた同時双方向型遠隔講習方式により実施）

※令和 5・6 年度実施分については、対面方式（一部オンラインによる同時双方向型遠隔講習方式）により実施。

○A 日程（北海道教育大学旭川校実施分：定員 15 名）会場：北海道教育大学旭川校

○B 日程（北海道教育大学札幌校実施分：定員 12 名）会場：北海道教育大学札幌校

※今年度、A 日程（教育大旭川校実施分の講習）で受講決定した者は、令和 6 年度の本講習も A 日程（会場：教育大旭川校）で受講する必要があること。

※同様に、今年度、B 日程（教育大札幌校実施分の講習）で受講決定した者は、令和 6 年度の本講習も、B 日程（会場：教育大札幌校）で受講する必要があること。

※昨年度未受講者が今年度受講を希望する場合、次年度においても同日程で受講することとなるため、受講希望者は、令和 6 年度の受講会場を見据えて、A 日程又は B 日程のいずれかに申込みを行う必要があること（今年度の受講申込み後の変更は不可）。

(4) 開設科目及び単位数

○教科に関する専門的事項に関する科目

・食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。） 2 単位

○各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む）に関する科目

・家庭科指導法 3 単位

(5) 受講定員

27 人（A 日程（教育大旭川校実施分）15 名、B 日程（教育大札幌校実施分）12 名）

(6) 受講対象

中学校教諭免許状（家庭）を有しない公立学校教員で、優先順位はアからオの順とする。

ア 昨年度（3 か年計画第 1 年次）に本講習を受講している中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部を含む。）（以下「中学校等」という。）の教員（任用期限が付されている者を除く。）

イ 現在、免許教科外教科担任として家庭を担当している中学校等の教員（任用期限が付されて

いる者を除く。)

ウ 現在、免許教科外教科担任として家庭を担当していない中学校等の教員（任用期限が付されている者を除く。)

エ 現在、免許教科外教科担任として家庭を担当している中学校等の教員で、任用期限が付されている者

オ 現在、免許教科外教科担任として家庭を担当していない中学校等の教員で、任用期限が付されている者

※申込数が定員を超過する場合には、受講不可となる場合がある。

3 単位の授与

単位は、当該単位の課程として定めた講義を受講後、レポート等による成績審査に合格した者に授与する。

4 受講料

徴収しない。

ただし、インターネットへの接続及びZoomを用いた同時双方向型の遠隔による講習を受講するため、通信費・機器類、テキスト代・教材費等の実費が発生する場合は、受講者の負担とする（動画での双方向のインターネット通信に十分な容量又は無制限などのインターネット環境を推奨。）。

5 受講者の申込み手続等

道立学校教員にあつては校長を経由し、市町村立学校教員にあつては市町村教育委員会で取りまとめのうえ、「令和5年度教育職員免許法認定講習申込書」（別記様式1-5）に、「令和5年度教育職員免許法認定講習課程別申込者一覧表」（道立学校においては別記様式2-5、市町村教育委員会においては別記様式3-5）を添えて、6月20日（火）までに当職あて電子メールにより提出すること。

※申込者から当職へ直接申込みがあつても、受け付けないので、留意すること。

6 受講者の決定及び通知

教職員局教職員課長は、受講の可否を決定し、その結果を関係教育局長、関係道立学校長及び関係市町村教育委員会教育長に通知する。

なお、通知は7月上旬を予定している。

7 その他

- (1) この講習は教育職員免許法に基づく認定講習で、現在、文部科学省に認定申請中であること。
- (2) 日程、内容については、事情により変更となる場合があること。
- (3) テキスト代、教材費等の実費は受講者負担とすること。
- (4) 受講決定後、講習資料、事前・事後の連絡等については、直接、受講者個人の電子メールアドレスに対して送信するので、受講者は受信内容を随時確認する必要があること。
- (5) 受講に当たり、次の物を用意すること（インターネットによる同時双方向型遠隔講習を受講する者に限る。）。

○パソコン（スマートフォンやタブレットによる受講は原則不可。）

○Webカメラ（パソコンに内蔵されている場合もあるため、事前に確認すること。）

○マイク（パソコンに内蔵されている場合もあるため、事前に確認すること。）

○スピーカー（パソコンに内蔵されている場合もあるため、事前に確認すること。）

(6) この講習についての照会は、北海道教育庁教職員局教職員課人事制度・免許係「認定講習担当」
(電話 011-204-5718) に行うこと。